平成２６年（フ）第２６号
静岡県富士市川成島88番地の３　レジデンス富士Ｂ―102号
破産者　磯野真理子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２５号
愛知県一宮市大毛字小山69番地３
破産者　武田澄子こと　朴　　澄子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８９号
神戸市垂水区五色山４丁目15番６号、開始決定時の住所神戸市西区学園東町１丁目３番地の２　110―305号
破産者　東藤　満男
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県小野市片山町1500番地の７
破産者　宮田　由美
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１３号
兵庫県小野市西本町574番地の35
破産者　新杓　剛志
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１７８号
鳥取県境港市竹内町266番地　サンハイツ101号、前住所鳥取県境港市誠道町217番地　市営夕顔団地４Ｂ棟31号
破産者　深田　計乃
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２３号
鳥取県米子市博労町４丁目88番地　アピネスＢ―３
破産者　前橋　正伍
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２４号
鳥取県米子市博労町４丁目88番地　アピネスＢ―３
破産者　前橋あゆみ
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１６号
島根県江津市江津町1016番地38
破産者　佐々木雅彦
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２号
愛媛県西予市三瓶町長早３番耕地639番地２
破産者　河野　恵子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第３４８号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅白棟201号
破産者　田中　喜資
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５２号
長崎県長崎市西泊町４番29号　パインコーポ101
破産者　大塚　　瞳
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
長崎県長崎市城山台１丁目32番35号
破産者　橋本さやか
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1801番地１
破産者　山口　俊明
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
長崎県長崎市平和町14番15号　平和34舛田ビル208号
破産者　増田　　豊
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
熊本県玉名市岱明町三崎524番地21
破産者　三嶋　昌美
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１００号
宮崎市田野町乙10905番地52　県営住宅77―102―３
破産者　横山百合子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第３９号
相模原市南区相武台団地２丁目３番２―45号、申立時の住所相模原市南区松が枝町７番17号　セジュール小田急相模原403
再生債務者　辻　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月13日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第１３号
福岡市博多区寿町２丁目８番19―501号
再生債務者　佐伯　忠祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１６号
栃木県小山市大字間々田1525番地６
再生債務者　中村　晃章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月13日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（再イ）第８号
埼玉県草加市栄町２丁目７番25号
再生債務者　北原　光義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月13日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第１１号
福岡市中央区梅光園１丁目１番５―502号
再生債務者　中島　正春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月12日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第４号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目15番地３
再生債務者　吉髙神　篤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月10日
宇都宮地方裁判所第１民事部